

釧路市権利擁護成年後見センター事業（中核機関業務）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、釧路市権利擁護成年後見センター事業（中核機関業務）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を的確に利用できるように支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

（開設）

第3条 釧路市権利擁護成年後見センター（以下「センター」という。）の開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

2 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

（事業内容）

第4条 センターは、次の掲げる事業を行うものとする。

- (1) 権利擁護・成年後見制度等にかかる相談・支援の実施
- (2) 相談・支援における成年後見制度利用の際の現状調査及びケース検討会議の開催
- (3) 申立手続き支援及び後見人候補者等の家庭裁判所への推薦
- (4) 市民後見人の活動支援
- (5) 市民後見人の養成研修、市民後見人の登録、市民後見人登録者への研修(スキルアップ講座等)の実施
- (6) 後見人支援のためのチーム会議の開催
- (7) 運営に関わる運営協議会の設置・運営
- (8) 権利擁護・成年後見制度の普及啓発
- (9) その他中核機関として目的達成のために必要な事業

（会議等の設置）

第5条 センターは、この事業を適切かつ効果的に実施するため、次の会議等を設置する。

- (1) 釧路市権利擁護成年後見センター(中核機関業務)運営協議会
- (2) 成年後見審査会
- (3) 検討会議

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。